

○美里町契約規則

平成9年5月1日規則第5号

改正

平成21年4月10日規則第12号

平成22年6月21日規則第11号

平成23年3月28日規則第6号

平成25年3月29日規則第20号

平成26年3月24日規則第5号

平成26年8月20日規則第14号

平成28年3月31日規則第3号

平成29年3月31日規則第9号

令和4年3月29日規則第9号

美里町契約規則

美里町契約規則（昭和40年規則第13号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第16条）

第2章 一般競争入札（第17条—第26条）

第3章 指名競争入札（第27条—第29条）

第4章 随意契約（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 町の契約に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（契約書の作成）

第2条 契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。

- (1) 契約当事者
- (2) 契約目的
- (3) 契約金額
- (4) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- (5) 契約保証金
- (6) 契約金の支払方法
- (7) 前金払をしようとするときは、その旨及び前金払の率又は金額
- (8) 部分払をしようとするときは、その旨並びに部分払の方法及び条件
- (9) 契約違反の場合における損害の賠償、違約金の納付その他の措置

(10) 危険負担の特約及び保証期間を必要とするときは、その内容

(11) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(契約書の省略)

第3条 次の各号の1に該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。この場合において、第1号に該当する場合であって契約金額が30万円以上の契約をするときは、前条に掲げる事項に準ずる事項を記載した請書その他これに類する書類を相手方から徴さなければならない。

(1) 契約金額が50万円未満の契約をするとき。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

ア 不動産、用益物権又は無体財産権の売買、貸借等の契約

イ 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転補償及び営業補償その他の補償に係る契約

ウ 業務の委託契約

(2) 物品売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。

(3) 官公署（公団を含む。）と契約をするとき。

(4) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他これらに類する物品の購入をするとき。

(5) 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。

(6) 電気又はガスの供給を受けるとき。

(7) 電気通信役務の提供を受ける契約をするとき。

(契約保証金)

第4条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の16第1項に規定する規則で定める契約保証金の率は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札による契約については、契約金額の100分の10以上

(2) 指名競争入札による契約又は随意契約については、契約金額の100分の1以上

2 契約保証金は、契約上の義務が履行された後、請求により還付する。

3 契約の変更により契約金額に減少があった場合において、契約の相手方から要求があったときは、当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。

(契約保証金の納付免除)

第4条の2 次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に町を被保険者とする履行保険契約を締

結したとき。

- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5又は第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (5) 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であるとき、又は契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 官公署その他これに準ずる機関との契約をする時。
（契約保証金に代える担保）

第5条 令第167条の16第2項において準用する令第167条の7第2項に規定する町長が確実と認める担保は、次のとおりとする。

- (1) 鉄道債権その他の政府の保証のある証券
- (2) 銀行等（銀行又は町長が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）が振出し若しくは支払保証をした小切手又は銀行等が引き受け、保証若しくは裏書をした手形
- (3) 銀行等に対する定期預金債権
- (4) 銀行等の保証
- (5) 保証事業会社（公共工事の前払金保障事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
（担保の価値）

第6条 契約保証金の納付に代えて提供させる担保の価値は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債及び地方債 債権金額
- (2) 鉄道債その他の政府の保証のある証券 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なる場合は、発行価額）の8割に相当する金額
- (3) 銀行等が振出し又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (4) 銀行等が引受け、保証又は裏書をした手形 手形金額を一般の金融市場

における手形の割引率によって割り引いた金額

(5) 銀行等に対する定期預金債権 当該債券証書に記載された債権金額

(6) 銀行等の保証 その保証する金額

(7) 保証事業会社の保証 その保証する金額

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 町長は、契約を締結する場合においては、当該契約に、その承認を得なければ当該契約に係る権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせないように定めておかなければならない。

(履行の延長)

第8条 町長は、天災その他やむを得ない理由により契約の履行が期限までに完了しないと認められる場合で、かつ、契約の相手方から履行期限の延長の申出があった場合は、これを認めることができる。

(協議による契約の解除等)

第9条 町長は、必要があるときは、契約の相手方と協議の上、契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(契約の履行の届出)

第10条 町長は、工事、製造、物件の納入その他の契約を締結した相手方が当該契約を履行したときは、その旨を速やかに書面により届出させなければならない。ただし、その性質上書面により届出させることが適当でないものについては、口頭により届出をさせることができる。

(違約金)

第11条 町長は、契約の履行遅滞があったときは、遅延日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を違約金として徴収する旨（違約金の総額が100円に満たないときは、その額を徴収しない旨）を定めておかなければならない。

(契約の解除)

第12条 町長は、契約を締結する場合においては、当該契約に、その相手方が次の各号の1に該当する場合は、当該契約を解除することができるように定めておかなければならない。

(1) 契約の締結及び履行に関し不正の行為があったとき。

(2) 履行期限までに履行の完了の見込みがないとき。

(解除の場合の既納部分の権利の所属等)

第13条 契約を解除した場合において、物件の既納部分又は製造、修繕若しくは工事の既成部分で地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項に規定する検査に合格したものがあるときは、契約の相手方と協議のうえ、これを町の所有とし、これに相当する代価を支払う

ものとする。

- 2 前項の場合において、前金払に係る契約については、同項の代価と前払金額との差額を支払い、又は返納させるものとする。

(監督職員等の指定)

第14条 法第234条の2第1項に規定する監督又は検査を行う職員は、町長が職員のうちから指定するものとする。

- 2 町長は、必要があるときは、職員以外の者に監督又は検査を委託することができる。

(検査職員の権限及び検査の報告等)

第15条 前条第1項の規定により検査を行う職員として指定を受けた者(次項において「検査職員」という。)は、検査を行うときは、必要に応じ、当該契約の相手方及び監督を行った者に対して立会いを求めるものとする。

- 2 検査職員は、検査を行ったときは、速やかに、その結果を検査調書により、町長に報告しなければならない。

- 3 町長は、前項の規定による報告又は前条第2項の規定による委託に基づく報告により契約の履行が適正でないと認めるときは、当該契約の相手方に対し、必要な措置をとるべきことを請求しなければならない。

(検査調書の省略)

第16条 第3条の規定により契約書の作成を省略した契約その他別に定める契約に係る検査については、前条の規定にかかわらず、検査調書の作成を省略することができる。

第2章 一般競争入札

(入札の参加排除)

第17条 令第167条の4第2項各号の1に該当すると認められる者がいるときは、その者をその事実があった後3年以内において町長が定める期間、一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人又は入札代理人として使用するものについても、同様とする。

(入札参加者の資格)

第17条の2 町長は、必要があると認めるときは、令第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

(公告)

第18条 令第167条の6に規定する公告は、入札期日の10日前までに、掲示その他の方法で行うものとする。ただし、急を要する場合には、入札期日の5日前までに短縮することができる。

(公告する事項)

第18条の2 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項
(一般競争入札の入札保証金)

第19条 令第167条の7に規定する規則で定める入札保証金の率は、見積金額の100分の5以上とする。

2 次に掲げる場合には、一般競争入札の入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に付する場合において、令第167条の5に規定する資格を有する者で過去2年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が特別に必要があると認めたとき。

3 一般競争入札保証金は、入札の終了後、これを還付する。ただし、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これにあてるものとする。

(契約保証金に関する規定の準用)

第20条 第5条（第5号を除く。）の規定は一般競争入札の入札保証金に代える担保について、第6条（第7号を除く。）の規定は一般競争入札の入札保証金の納付に代えて提供させる担保の価値について準用する。この場合において、第5条中「令第167条の16第2項において準用する令第167条の7第2項」とあるのは「令第167条の7第2項」と読み替えるものとする。

(予定価格)

第21条 町長は、一般競争入札に付する場合においては、予定価格調書により予定価格を定め、これを封書にし、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、取引価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めなければならない。

(最低制限価格)

第22条 町長は、一般競争入札に付する場合において、最低制限価格を設けるときは、前条第2項及び第3項の例によりその価格を定め、封書にし、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。

(入札書等の提出)

第23条 町長は、一般競争入札に付する場合においては、入札者から封書した入札書及び入札保証金の領収書を指定の日時まで指定の場所に提出させなければならない。

(電磁的方法による入札の特例)

第23条の2 前条の規定にかかわらず、町長が定める一般競争入札については、電磁的方法(町の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線の方法で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。)により行うものとする。

2 電磁的方法による入札を行う場合に係る手続その他の必要事項については、町長が別に定める。

(入札の無効)

第24条 次の各号の1に該当する入札は、無効とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- (1) 入札に参加する資格のない者がしたもの
- (2) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
- (3) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
- (4) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの(電磁的方法による入札を除く。)
- (5) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (6) 2通以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(落札者の決定の失効)

第25条 落札者を決定した場合において、当該決定の通知が落札者に到達した日から5日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、その決定は、効力を失う。

(再入札の場合の公告)

第26条 入札者又は落札者がいない場合(前条の規定により落札者の決定が失効した場合を含む。)において、更に公告して一般競争入札に付しようとするときは、第18条の規定にかかわらず、同条の入札の公告は、入札期日の3日間までに行うものとする。

第3章 指名競争入札

(入札者の指名等)

第27条 指名競争入札に付する場合には、なるべく5人以上の入札者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、令第167条の12第2項の通知は、入札期日の3日前までに行うものとする。

(指名競争入札の入札保証金)

第28条 令第167条の13において準用する令第167条の7第1項に規定する規則で定める入札保証金の率は、見積金額の100分の1以上とする。

2 第19条第2項及び第3項の規定は、指名競争入札の入札保証金について準用する。この場合において、同条第2項第2号中「令第167条の5」とあるのは「令第167条の11」と読み替えるものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第29条 第17条及び第20条から第25条までの規定は、指名競争入札について準用する。この場合において、第20条中「「令第167条の7第2項」」とあるのは「「令第167条の13において準用する令第167条の7第2項」」と読み替えるものとする。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる予定価格)

第30条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(見積書の徴取)

第31条 町長は、随意契約を行う場合においては、契約の相手方から見積書を徴さなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、見積書の徴取を要しない。

- (1) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他見積書を徴することが適当でないものを購入するとき。
- (2) 3万円未満の契約をするとき。
- (3) 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。
- (4) 非常災害時において、緊急を要する物品の購入等をするとき。
- (5) その他町長が見積書を徴することが適当でないと認めた契約を締結する

とき。

2 前項に規定する見積書は、次の各号の1に該当する場合を除き、原則として2人以上の相手方から徴さなければならない。

- (1) 10万円未満の契約をするとき。
- (2) 動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。
- (3) 特殊な修繕をするとき。
- (4) 契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるとき。

附 則

この規則は、平成9年5月1日から施行する。